

2021年軍事クーデター直後の滞日ビルマ人の政治的トランスナショナリズムの諸相

—社会イノベーションの視点を手掛かりに—

Political Transnationalism of Burmese Migrants in Japan after the 2021 Military Coup: From the Viewpoint of the Social Innovation

武蔵大学社会学部准教授

人見泰弘 HITOMI, Yasuhiro

1. 問題設定

—社会イノベーションと国際移民による政治的トランスナショナリズム

国際移民はいかなる社会イノベーションをもたらす存在と言えるのだろうか。イノベーションとは、一般的に「これまでにはなかったもの、存在しなかったもの／こと（あるいは価値）を新たに生み出すこと」であり、「何ものかを初めて考案する『発明』というよりも、これまでのあり方を『革新する』という意味合いが強」く、「既存のもの（思考・行動・制度など）をドラスティックに（＝劇的に）変えること」と捉えられる〔西原2021: 7-8〕。イノベーションとは社会の思考・行動・制度などを変化・革新させることであり、その主体や社会への働きかけ方には様々な在り様が想定されうる。本稿はイノベーション概念を社会に対するイノベーションという観点から社会イノベーションと捉え、国際移民が出身国社会の思考・行動・制度などに与える変化・革新に焦点を当てて考察したい。とくに国際移民が出身国社会との間で構築する越境的な社会関係に着目するトランスナショナリズム研究の観点から議論を進める。

国際移民研究におけるトランスナショナリズム研究とは、様々なアクターが協働や対立を伴いながらも国境を越えた越境的な社会関係を取り結ぶこ

とで、国民国家を分析単位としては捉えきれない経済・政治・社会文化過程が進行していることを見出す研究視角である〔小井土2005〕。そこではしばしば参照されるのは、国際移民が出身国社会に果たす経済的影響力であろう。国際移民による海外送金や経済投資の総額は拡大し、これらが移民出身国の国内総生産の一定割合を占める国も少なくはない。移民出身国の経済構造は国際移民の経済力に依存する傾向が強まり、移民による経済的貢献を促す社会制度を整備するなど移民経済を前提とした社会経済構造への移行が進んでいる。また2010年代中盤において国連加盟国の半数以上が国際移民（在外自国民）の処遇を規定する専門部門を設けており、移民出身国に限らず移民受入国を含む幅広い国々で移民の存在感の高まりが見える〔Gamlen et al. 2019〕。移民の国境を越えた活動は北米から欧州、アジア・アフリカに至るまで幅広く実践され、世界各地で国際移民が出身国社会に果たす越境的な影響力が注目されているのである〔西原・樽本編2016〕。

しかし、国際移民と出身国社会との関係が常に友好的であり続けるとは限らない。国際移民は出身国の経済・政治・社会文化構造に変化や革新を求め、時にそれが圧力となるなど国際移民と出身国社会の関係は対立・衝突することもある。その実例は政治領域における越境的な関係に着目する政

治的トランスナショナリズム研究に見いだせよう。

政治的トランスナショナリズムについて、移民出身国と受入国とをまたぐ越境性に着目して整理した Østergaard-Nielsen [2003: 761-763] の類型を踏まえつつ整理しよう。ひとつに「移民政治 (Immigration Politics)」がある。移民や難民が移民受入国で取り組む政治活動を指し、受入国における政治的・経済的・社会的権利の取得、差別や類似行為への抵抗などを含む。そして出身国政府が国際移民 (在外自国民) の法的・社会経済的地位の改善を求めて受入国に関与するとき、移民政治は越境性を帯びる。他方で、「出身国政治 (Homeland Politics)」がある。移民や難民による出身国社会の国内政策や外交政策に関する政治活動を指し、出身国の政治体制や外交政策に対する抗議や支持を含む。国際移民の出身国における法的・政治経済的地位が問題となり、移民集団に有利な投資枠組みや税サービスの導入、年金制度などの社会保障制度、在外投票や被参政権などの政治制度などが取り上げられる。出身国政治は、出身国社会から見た在外自国民・出移民を対象とし、出移民政治 (Emigrant Politics) やディアスポラ政治 (Diaspora Politics) の政治領域とも重なるものである¹⁾。

国際移民による政治的トランスナショナリズムは、移民受入国に居住する移民集団 (在外自国民) と出身国政府・社会との間での相互関係が一つの論点となる。社会イノベーションの視点を踏まえるならば、国際移民がどのような政治行動を通じて出身国政府・社会に対して変化や革新を求めかが課題となるだろう。

ところで、なぜ国際移民は出身国社会に向けた政治行動に取り組むのか。しばしば参照される枠組みとして、遠隔地ナショナリズムの視点がある [Anderson 1992=1993]。遠隔地ナショナリズムに基づけば、電話やインターネットなどを介することで、国際移民が出身国からはるか遠くに滞在しながらも出身国に愛着を抱き続けることが可能になった。出身国とのつながりが保たれ出身国への愛着から政治行動が発生することになる。

ところが、こうした説明では政治行動に参画する移民集団の存在を実態視する傾向がある。政治的動機や不満を持った移民集団が存在し、メディアがこれを媒介することで彼らが積極的に政治行動をとるという図式となるからだ。一方で移民集団を取り巻く制度的環境や社会変動などの要因が軽視されてしまう傾向もある。政治行動は参加者の動機だけではなく、彼らの行動を支える資源の状態や活用も重要な論点となる。そこで本稿は移民集団の政治行動がいかなる資源を動員できているかを軸に政治的トランスナショナリズムの様相を捉えたい [Brubaker 2005, Betts and Jones 2016]。

本稿では出身国社会の政治体制に対して積極的な抗議行動を実践する滞日ビルマ (ミャンマー) 人の政治的トランスナショナリズムを検討する。2021年2月にビルマでは軍事クーデターが生じ、日本を含めて在外ビルマ人からの激しい抵抗運動が生じていることは記憶に新しい。本稿は2021年軍事クーデターという出来事に対し、滞日ビルマ人がいかなる資源を用いて抗議行動を成り立たせているかを考察する。そのうえで、国際移民が出身国社会に与えるイノベーションの可能性を検討する。なお本稿は、著者がこれまで日本及びビルマにて実施してきたフィールド調査や参与観察などで得られたデータ、メディア情報などを用いて議論を進める。

すでにビルマで発生した軍事クーデターをめぐっては、池田 [2021]、長田 [2021a, 2021b]、工藤 [2021]、中西 [2021] などがいち早く経緯や背景を論じているが、ビルマの政治情勢の分析に重心が置かれるため、軍事クーデターに抵抗する在外ビルマ人の動向は部分的な考察となっている。本稿は日本の動きを中心に滞日ビルマ人による抗議行動を論じ、軍事クーデターの分析に寄与することも目指したい。

2. 2021年軍事クーデターの背景 —民政移管から軍政期の再来へ？

2.1. 2011年民政移管と2020年国政選挙

まず事例の背景として、ビルマの政治情勢を整理しよう。ビルマは1948年に英国植民地から独立するも、1962年の軍事クーデターにより長く軍事政権の時代が続いてきた。軍政期にビルマの政治経済は大きく疲弊したことから国民の不満は高まり、1988年に全国的な民主化運動が展開される。軍政が民主化運動に激しい弾圧を加えたため、民主活動家、学生、少数民族出身者らが政治的保護を求めて海外に離脱していった。その後1990年から2010年までにかけて幾度も民主化を求める行動が生じたが、度重なる弾圧によって軍政は継続してきた。大きく状況が変わるのは、2010年国政選挙を経て2011年に樹立されたティンセイン政権期である。ティンセイン政権では政治囚の解放、メディアの検閲廃止などが進められ、徐々に民政移管が進むことになった。長年軟禁下にあったアウンサンスーチー氏も解放され、2012年補欠選挙で当選して国会議員として活動する。そして2015年国政選挙では当時野党であった国民民主連盟(NLD: National League for Democracy)が圧勝して政権交代が実現し、2016年にはNLDが主導する文民政権が樹立された。NLD政権でも経済成長が進むとともに、日本を含む海外から祖国に帰国する人々も見られるなど[人見2017, 2021]、ビルマの政治情勢は大きく変化することとなった。

NLD政権の実績を審判する機会となったのが、2020年国政選挙であった。結果は8割以上の議席を獲得してNLDの圧勝となる。そして2021年2月、第二次NLD政権が始まろうとする矢先に、国軍による軍事クーデターが発生して事態は急変してしまう。

2.2. 軍事クーデターの発生—拡大する抗議行動と不安定化するビルマ情勢

軍事クーデターが発生したのは、新議会の招集日2月1日であった(表1)。同日早朝に国軍は

アウンサンスーチー国家顧問、ウィンミン大統領や閣僚・国会議員らを拘束した。ミンスウェ副大統領が暫定大統領に就任して、2008年憲法に基づく非常事態宣言を発令。ミンアウンフライン国軍最高司令官に立法・司法・行政三権の権限が移譲され、同司令官をトップとする国家統治評議会(SAC: State Administration Council)が設立され、再び国軍が政権を担う体制が敷かれた。

なぜ国軍はクーデターを実行したのか。大きな理由は国軍側が主張する「選挙不正」への対応がなされなかったことであった。投票名簿よりも実際には多くの投票があり、国軍が選挙管理委員会に問題解決を求めたものの受け入れられなかったことが強調されている。したがって、国軍からすれば今回の政変は「クーデター」と呼ぶものではなく、2008年憲法に従った合法的なものと位置づけられる(この点から軍政は「クーデター」や「軍事政権」と称しないよう国内外のメディアに通達している)²⁾。

軍政は非常事態宣言を発令した後、夜間外出禁止令や集会禁止令、個人情報保護法の改正により市民の自由を一部停止する措置を発表した。情報統制を強化し、ビルマで最も普及するソーシャルネットワークサービスであるFacebookのアクセス制限などを課した。現地メディアのミジマ(Mizzima)やビルマ民主の声(DVB: Democratic Voice of Burma)など5社の放送免許を取り消し、日刊民間紙の発刊も停止となった。

クーデターに対する抗議行動は様々な形態で始まった。毎晩行われる鍋やフライパンなど金属類の打ち鳴らし(悪霊退散を意味する)、女性のタメイン(巻きスカート)を道路につりさげた治安部隊の侵入防止(女性のタメインの下をくぐると男性の徳が下がるという伝承がある)、車両故障に見せた道路封鎖などが行われながら、抗議行動は路上に広まっていった。医療従事者の職務放棄から端を発した市民不服従運動(CDM: Civil Disobedience Movement)は他職種でも展開され、企業、工場、銀行、商店、学校なども次々と活動を停止し、ビルマ国内の政治・経済・社会活動は機能不全に陥った。そして2月22日には

表1 2021年軍事クーデター発生後の主な出来事（2月から10月まで）

日付	出来事
2月1日	軍事クーデター発生、NLD 政権与党幹部を拘束、非常事態宣言発出など。（日本）渋谷で抗議デモ発生。
4日	軍政、Facebook へのアクセスを制限。
5日	（日本）キリン、現地企業との合弁事業解消を発表。
9日	軍政、ヤンゴン地域での夜間外出禁止令と集会禁止令を発表。
13日	軍政、憲法 420 条に基づき個人情報保護法の改正などで市民の自由の一時停止を発表。
22日	全国的なゼネラルストライキ（「22222」運動）が発生。
3月3日	連邦議会代表委員会（CRPH）が、暫定閣僚名簿を発表。
6日	（日本）駐日ビルマ大使館職員が市民不服従運動（CDM）参加を表明。
8日	メディア 5 社（7Day News, Myanmar Now, Mizzima, DVB 〈ビルマ民主の声〉, Khit Thit News）の免許剥奪。
22日	軍政、連邦議会代表委員会（CRPH）を非法組織と認定。
26日	（日本）在日ミャンマー市民協会と Human Rights Now が連名で法務省と外務省に申し入れ。
27日	「国軍記念日」に各地で衝突が多数発生。
4月16日	連邦議会代表委員会（CRPH）が統一政府（NUG）樹立を宣言。
24日	ASEAN 首脳会議にミアウンフライン国軍最高司令官出席。ミャンマー問題で 5 項目の議長声明を発表。
25日	（日本）CPRH サポートジャパン設立総会。
5月2日	世界各地で抗議行動（通称「春の革命〈Spring Revolution〉」）が広がる。（日本）東京、名古屋、大阪、神戸などで実施。
5日	統一政府（NUG）、独自の国民防衛隊を結成。
21日	国軍が指名した選挙管理委員会が NLD 解党方針を発表。
28日	（日本）法務省出入国在留管理庁が滞日ビルマ人に対する「緊急避難措置」を発表。
7月27日	国軍が指名した選挙管理委員会が 2020 年 11 月総選挙の無効を発表。
8月1日	国家統治評議会（SAC）が暫定政府の発足を宣言。ミアウンフライン最高司令官が暫定政府首相に就任。
17日	統一政府（NUG）が軍政に対して宣戦布告を宣言。
20日	（日本）滞在中のビルマ人サッカー選手が難民認定を受ける。
10月8日	欧州議会 27 か国、統一政府（NUG）と連邦議会代表委員会（CRPH）をビルマの政治代表と認める。
24日	ASEAN 首脳会議にてビルマからは政府代表ではなく事務代表を招待すると決定。軍政は同会議を欠席。

出典：『朝日新聞』『読売新聞』『ミャンマー・ジャポン』及び現地紙などをもとに筆者作成。

「22222」運動と呼ばれる大規模な抗議行動が世界的に展開された（かつて 1988 年 8 月 8 日に始まった民主化運動が「8888」運動と称されることから、同じ数字が並ぶ同日が選ばれたとされる）。また 3 月 27 日の国軍記念日（アウンサン将軍が日本軍による占領に対して一斉蜂起した日）や、5 月 2 日には「春の革命（Spring Revolution）」と称する大規模な抗議行動が発生した。タイや香港などアジア地域で生じた民主化要求運動と連帯する「ミルクティー同盟」運動もみられた。人差し指・中指・薬指の三本指を立てる仕草で軍政支配に抗議の意思を示しつつ、自然発生的に生じた抗議行動はいまや大きなうねりとなって広まっている。

当初は非暴力的手段による抗議行動が中心であったが、国軍側での武器使用が始まり、暴力的な衝突が多数生じている。ビルマ政治囚協会（AAPP: Assistance Association for Political Prisoners, Burma）の記録によれば、クーデター発生から 11 月 11 日の間に逮捕者 10034 名、犠牲者 1253 名を出すに至る [Assistance Association for Political Prisoners, Burma, n.d.]。

軍政の圧力に対し、民主派は独自に政治組織を形成して抵抗を続けている。クーデターが発生して 4 日後の 2 月 5 日に、2020 年国政選挙で当選して国軍の拘束を逃れた国会議員が構成する連邦議会代表委員会（CRPH: The Committee

Representing Pyidaungsu Hluttaw) が結成された。連邦議会代表委員会は3月31日に2008年憲法の停止を発表し、4月16日には国民統一政府 (NUG: National Unity Government of the Republic of the Union of Myanmar) の樹立を宣言した。統一政府と連邦議会代表委員会は、2020年国政選挙の正当性を後ろ盾に、民主派の代表的な政治組織として国内外で民主派への協力を求めて行動を続けている。

これに対して軍政側は反発を強め、民主派組織を非合法組織と認定した。5月にはアウンサンスーチー氏を無線機を許可なく輸入したとして輸入法違反で訴追し、7月には軍政が指名した選挙管理委員会が2020年国政選挙の結果が無効であると発表した。8月1日にはミンアウンフライン国軍最高司令官が暫定政権首相となる人事が発表され、2023年8月までの再度の総選挙実施を表明するなど、現政権の権威付けや統治の既成事実化を進めている。

国際社会では、軍政側と民主派側との間でバランスを図りながらの外交が続いている。米国は2月と7月にミンアウンフライン氏など国軍幹部や国軍政府の閣僚ら特定個人と国軍の資金源となる企業数社に対して経済制裁を科し、民主化の後退に強い懸念を示した。同じく経済制裁を科すEUも、欧州議会にて統一政府の正当性を承認している。国連では、NLD政権が指名した国連大使の交代を求める軍政側と現大使の留任を求める民主派側からの要望が対立し、本稿執筆時点でも審議は継続中である。

ASEANの動きを見ると、4月24日の臨時首脳会議にミンアウンフライン総司令官が出席し、ASEAN側は国内の暴力行為の即時停止、関係者間での建設的対話の開始、ASEAN特使のビルマ訪問など5項目の順守をビルマ政府に求めた [ASEAN 2021]。しかしASEAN特使のビルマ訪問が進まないことから、10月15日のASEAN緊急外相会議で同月下旬のASEAN首脳会議にビルマ政府代表ではなく、事務代表者 (non-political representative) として外務省高官を招待する決定を行い、事実上、軍政の会議参加を求めない措

置とした。軍政側はASEANによる今回の決定がASEAN憲章にある加盟国の内政不干渉や全会一致の原則に反する憲章違反だとする声明を続けて発表し [Ministry of Foreign Affairs of the Republic of the Union of Myanmar 2021a, 2021b]、ASEAN首脳会議の参加をボイコットしている。

3. 軍事クーデター直後の滞日ビルマ人の政治的トランスナショナリズム

3.1. グローバルな抗議行動の発生と共鳴

では、軍事クーデター発生後に、滞日ビルマ人はどのような抗議行動に出たのか。出身国の政治体制に向けた行動を指す「出身国政治」に関する行動から見ていこう。

まず何よりも世界同時的・多発的な在外ビルマ人による抗議行動の発生と共鳴がある。すでにクーデター当日午前には、Facebookにて滞日ビルマ人から軍事クーデターに対する抗議行動を呼びかける投稿があった。滞日ビルマ人による抗議行動は札幌、東京、名古屋、岡山、福岡などで数十人から数千人規模で実施され、国軍による政権掌握の承認拒否、経済援助の停止、ビルマに進出した日系企業の撤退などを求めて抗議の意思が示された。滞日ビルマ人が数多く集住する関東圏での取り組みを見ると、当時の深刻な感染症の広まりから沈黙による「サイレント・デモ」が実施されたり、現地ビルマの写真展などが都内で開催されたりした。国連大学、外務省、米国大使館やビルマ関連団体の周辺で数多くの滞日ビルマ人が抗議の声を上げ続けている。

なぜこれほど多くのビルマ人が日本各地で抗議行動に参加することになったのか。ここで民政移管後に進んだビルマの海外就労政策の拡大を指摘しておきたい³⁾。ティンセイン政権期より拡大し始めた海外就労政策はNLD政権でも推進され、感染症拡大前の2019年時点で在外ビルマ人は370万人規模に達し、非正規移民を含めるとさらに多くの在外ビルマ人が海外に居住するようになった。視線を日本に向けると、滞日ビルマ人は民政移管前である2010年末の8577人から2019

年末の33790人へと4倍近く増加した（『在留外国人統計』より）。これは技能実習生（13118人）と留学生（5429人）の急増が原因であり、いまや技能実習生と留学生で滞日ビルマ人の半数を占めるほどである。とくに技能実習生の就労先が日本各地に拡大したことで、滞日ビルマ人の滞在地も各地域に展開した。こうした海外就労政策に伴う国際人口移動の拡大と地域的な拡散は抗議行動を担う滞日ビルマ人が日本各地で見られる基盤を作り出した。これら技能実習生や留学生の多くは20歳代から30歳代の若者層であり、彼らは物心が着いた頃に民政移管を経験し様々な自由を経験して成長した世代に当たる。若者層にとって軍政が実施した情報統制などによる自由の制限は、彼／彼女の不満を高めるものになった。こうした背景もあり滞日ビルマ人の抗議行動は若者の支持者を獲得しつつ各地で展開することとなった。

二つ目に、インターネットの普及に代表される情報通信環境の拡大がある。ビルマの特異性として、ビルマ国内でこの10年足らずで急速に情報環境の整備とインターネット利用が進んだことが指摘できる〔中西 2020〕。長くビルマでは情報統制が敷かれてきたが、2011年ティンセイン政権で大きく緩和が進んだ。他国に比べて圧倒的に低かった携帯電話加入率は急速に高まり、2020年1月時点で総人口5400万人よりも多い6824万人が携帯電話を保持している〔Hootsuite 2020〕。多くはスマートフォンであり、ソーシャルメディアの活用が顕著である。2020年1月時点でのソーシャルメディア利用者数は2200万人と総人口の41%であり、このうち2100万人がFacebookユーザーとされ、ソーシャルネットワーキングにおいてFacebook利用者は圧倒的な多さである〔Hootsuite 2020, 中西 2020: 128も参照〕。ビルマ国内で情報通信環境が整備され、個人々がインターネット空間にアクセス可能となったことは、なによりビルマ国内の出来事を個人が国外に発信可能な状況を生み出した。そして多くの滞日ビルマ人（とりわけデジタル環境にも通じ「Z世代」と呼ばれる若者世代）は出身国の家族や友人から連日のように送信される国内情報を自身の

Facebookで共有して拡散してきた。インターネットを介して得られる現地の最新情報は、滞日ビルマ人の抗議行動を続ける貴重な資源として活用され続けることになる。

三つ目に、滞日ビルマ人が行う資金や物資の調達がある。この間に滞日ビルマ人の中では市民不服従運動（CDM）に参加して給与が未払いとなる公務員への寄付の呼びかけ、街頭や講演会、料理教室・文化行事など小規模な集まりや集会での募金集め、統一政府支援を目的とした有志によるサッカー大会の開催や、「春の革命」と題した飲食店経営（『朝日新聞』2021年8月14日付）など、形態は様々にファンドレイズが続けられている。収集されるものは資金に限らず、ビルマ国内で感染症が急拡大した際には寄付金に加えて医療器具なども送られた。軍事クーデターで深刻な被害に直面した少数民族出身者のなかでは、故郷に直接支援を訴えて活動するグループもある。小規模なものが多いとみられるが、滞日ビルマ人は主体や方法も様々に出身国に向けた資本や物資の調達を続けている。

今回の軍事クーデター直後にメディアで盛んに報道されたように、滞日ビルマ人による抗議行動は日本各地でみられた行動であった。海外就労政策の拡大と若者支持者の獲得、情報通信環境の整備と情報の活用、多様な主体及び形態による資本調達などが行われ、ヒト・情報・資本の獲得を通じて抗議行動は日本国内外で展開をみせるのである。

3.2. ネットワークの活用と外交圧力への期待

これらに加えて、草の根レベルの政治行動を超えた動きも模索されている。滞日ビルマ系コミュニティでは、すでに1990年代から政治難民が中心となって政治団体が組織され、軍政に対する抗議行動が行われてきた〔人見 2007〕。その後ビルマ系難民政治組織は、民政移管が進みNLD政権が樹立されたことで、次第に滞日ビルマ人の定住問題にその関心を置き始めていた〔人見 2017, 2021〕。しかし軍事クーデター当日に抗議行動をいち早く呼びかけたのは、ビルマ系政治難民が中

心となって結成した「在日ミャンマー市民協会 (Myanmar Citizen Association in Japan)」であった。ビルマ系難民はこれまでに構築してきた人的ネットワークを活用して、日本における抗議行動の一翼を担うことになる。

滞日ビルマ系難民の人的資源を活用した動きとして、日本のアクターと民主派組織との仲介が指摘できよう。2021年5月26日に日本の国会議員による「ミャンマーの民主化を支援する議員連盟」とビルマ民主派政府との間で「ミャンマー国民統一政府 (NUG) との第一回オンライン会議」(ミャンマー民主化を支援する議員連盟主催・オンライン開催)が開かれた。同会合では、統一政府から Duwa Lashi La 副大統領, Mahn Winn Khaing Thann 首相, Zin Mar Aung 外相らがオンラインにて出席し、民主派政府の立ち上げ経緯、クーデターの非正当性、日本政府を含む外国政府からの介入、国内避難民など人道危機に対する支援、民主派政府の政府代表としての承認などが求められた。同日付の共同声明文には、統一政府及び連邦議会代表委員会のビルマ代表政府および議会としての承認、日本政府に対する政府開発援助 (ODA) や官民の開発投融資の一時停止、滞日ビルマ人に対する難民認定を含んだ積極的な保護や支援措置の実施などが記された (ミャンマー国民統一政府 <NUG> 及びミャンマーの民主化を支援する議員連盟「共同声明文」より)。オフラインで参加した日本側からは、与野党から国会議員が参加するとともに、ロヒンギャ系難民を含む在日ビルマ系難民組織の幹部が参加した。その後、議員連盟から外務省への要望書の提出がなされるとともに、2021年6月8日に衆議院で、6月11日に参議院で軍事クーデターを非難する国会決議「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案」が審議され、国軍によるクーデターを非難し国軍による現体制の正当性を認めないとしつつ、民間人に対する暴力行為の即時停止、アウンサンスーチー氏ら不当に拘束された人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復を求める決議が採択された [衆議院 2021, 参議院 2021]。

議員連盟と民主派政府との橋渡しの実現は、すでにビルマ系難民と国会議員との連携があったことが活かされている。実質的な統治機構を持たない民主派政府が外交活動を行うに制約があるなか、難民集団が民主派政府の「外交官」として機能した動きと言えよう。滞日ビルマ系難民が培ってきた人脈は抗議行動を広げる資源として活用された。これは同時に、議員連盟にとってもビルマ系難民及び民主派政府との関係構築が民主派政府の樹立時の政治チャンネルの確保にもつながりうるとすれば、これらの共同関係に外交的利益も生じてこよう。議員連盟の行動は外務省が行う公式な外交とは異なる位置づけとして意味を持つことにもなる。滞日ビルマ人は難民組織がこれまで培ってきた人的ネットワークを資源として日本社会のアクターとの連携から抗議行動の拡大を試みている。

3.3. 在外自国民の保護と「移民政治」の限界

最後に、滞日ビルマ人への出身国政府、とくに民主派政府からの関与を検討したい。前節までの「出身国政治」に対する「移民政治」の文脈である。実質的な統治機構を持たず「サイバー政府」とも称される民主派政府にとって、自身の支持者である滞日ビルマ人の保護は大きな課題である。民主派政権の代わりに行動する在外自国民が安全に行動できなければ、民主派政府の活動は大きな制約を受ける。実際に政治難民など長期在留が保障される一部の滞日ビルマ人を除けば、滞日ビルマ人の大半は技能実習生と留学生という短期滞在者であり、軍事クーデターの影響が長期化すれば彼／彼女の法的処遇はいずれ課題となってくる。言い換えれば、滞日ビルマ人が法的保護という資源を獲得できなければ、今後の抗議行動の遂行に大きな支障が生じてしまう。

この点に関して、2021年5月28日に法務省出入国在留管理庁が「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」を発表し、本国での情勢不安を理由として日本での滞在を希望するビルマ人に一時的な在留や就労を認める方針が示された [法務省出入国在留管理庁 2021]⁴⁾。同措置

では「現在有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者」かつ「自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者」は、①「特定活動」(6か月、就労可)、もしくは特定技能の業務に必要な技能を身に着けたい者は、②「特定活動(1年・就労可で、特定産業分野〈介護・農業などの14分野〉で就労可)」が付与される。また「自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者」は、③「特定活動(6か月、週28時間以内の就労可)」が付与されることになった。①②③のいずれも本国情勢が改善しない場合は更新可とされている。また「難民認定申請者については、審査を迅速に行い、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、難民該当性が認められない場合でも、上記(緊急避難措置)と同様に緊急避難措置として在留や就労を認めること」となった⁵⁾。

ここで見る通り緊急避難措置は一時的措置と位置づけられ、長期的保護に踏み込むものではない。ビルマの不安定な政治状況の長期化が見込まれるなか、滞日ビルマ人の今後の法的保護の在り方には検討の余地が生じよう。また在留資格の活動を満了したかどうか、自己の責めに帰すべき事情があるかどうかで法的処遇が異なり、就労許可時間に格差が設けられた。加えて同措置は非正規滞在者が対象外となり、非正規状態の滞日ビルマ人の法的地位は依然として不安定なままである。政治難民に対する配慮は明示的ではなく、積極的な保護を求める声も出ているなど[渡邊 2021]、在外自国民保護の課題は依然として残っている。

しかしながら、移民受入国で在外自国民に提供できる法的保護は、移民受入国の権限(国家主権)に属するものだ。移民出身国、ここでは民主派政府は在外自国民の保護を要望することはできても、その枠組みや実行は移民受入国政府である日本政府に委ねざるを得ない。出身国政府が移民受入国に滞在する在外自国民への関与を求める「移民政治」は、国境を越える現象であるがゆえに出身国側の主権が及ぶ範囲には限界がある。滞日ビルマ人からすれば、法的保護という資源を引き出

すなかで越境性という障壁の存在が改めて浮き彫りとなっている。

4. 考察と今後の課題

本稿は2021年軍事クーデター直後の滞日ビルマ人の抗議行動に着目し、彼/女らの抗議行動がいかなる資源を獲得しながら展開してきたのかを論じてきた。その結果をまとめると、以下のようになる。

まず出身国政治の観点から、世界各地の在外ビルマ人に呼応した滞日ビルマ人の抗議行動に着目した。日本各地で多くの滞日ビルマ人が抗議行動に参加した背景に、ひとつに民政移管後の海外就労の急拡大があった。日本では技能実習生・留学生の急増として現れ、とくに技能実習生の拡大は滞日ビルマ人の居住地を全国的に展開させるものとなった。技能実習生や留学生の多くは民政移管で生じた自由な社会環境を体験して成長した若者層である。軍事クーデターによる様々な制限の導入は彼/女らに大きな反発を抱かせるものとなり、滞日ビルマ人若者層の支持を得ながら抗議行動は全国各地で展開するものとなった。

二つ目に、情報通信環境の整備と情報の活用があった。民政移管後の携帯電話保有率の急上昇やソーシャルネットワークサービス(とくにFacebook)へのアクセス拡大から、ビルマ国内で個人による情報発信が可能となっている。滞日ビルマ人は投稿や情報を共有して世界各地に拡散し、抗議行動の展開に活用した。インターネットを介した国内外のつながりは各地のビルマ人を結びつけ抗議行動を展開し継続するうえで欠かさない資源となっている。

三つ目に、様々な形態での資金調達が生じている。街頭募金や各種集会での募金や寄付の呼びかけ、スポーツ大会や飲食店経営などを通じた資本や物資の調達は、滞日ビルマ人の様々な集団にて実施されている。ファンドレイズの主体や形態は様々ではあるが、草の根レベルの取り組みは国内外の抗議行動を支えている。

四つ目に、主に滞日ビルマ系難民の人的ネット

ワークが資源となり、抗議行動を広げる試みが見られる。滞日ビルマ人の難民組織幹部が仲介役となって民主派政府と日本の民主化支援議員連盟とのオンライン会談が実現し、外務省への要望書提出や国会での非難決議につながられた。他方で議員連盟の外交が民主派組織との政治チャンネルの形成になりうると読み込むならば、議員連盟と滞日ビルマ人との連携は外交的利益を生み出す可能性を持つ。様々な利害が交錯しうるなかで、滞日ビルマ人の抗議行動の拡大が試みられている。

五つ目に、移民政治の文脈から、民主派政府の立場から見た滞日ビルマ人の法的保護に着目した。民主派政府にとって自身の有力な支持集団である滞日ビルマ人が法的保護を享受して安定して行動できることが望ましい。実際に滞日ビルマ人に対する緊急避難措置が発表され、一時的な滞在資格の更新が容認されている。そこには在留状況に基づく法的処遇の格差などがあり、在外自国民の法的保護としては課題が残る。しかし、法的保護の実施は日本政府側の権限に属し、民主派組織の要望には限界が生じざるを得ない。滞日ビルマ人は法的保護という資源を引き出すうえでの制約に直面している。

上述の出身国政治および移民政治が示すように、滞日ビルマ人の抗議行動は国境を越えて展開している。国境を越えたヒト、情報、資本の積極的な活用は、滞日ビルマ人の抗議行動を実施する上で欠かせないものである。しかし出身国政治から見ると、抗議主体である滞日ビルマ人が日本という他国に所在するがゆえにビルマ軍政に対する抗議行動は遠隔的・間接的になってしまう。移民政治からみると、民主派政府からは支援対象が日本という他国に所在するがゆえに適切な法的保護を提供できない問題に直面する。日本とビルマという地理的領域が離れた箇所で展開する抗議行動には越境に伴う様々な制約があることも見逃してはならない。そして今後をみるに、継続的に抗議行動の実施に必要な資源が獲得できるかどうかは滞日ビルマ人の抗議行動の活性ないし衰退に大きく影響しよう。滞日ビルマ人の抗議行動に対する軍政からの規制や国際社会のビルマ問題への対応

も、今後のビルマ人の抗議行動の盛衰を規定する。本稿は感染症の拡大という制約から滞日ビルマ人が獲得する資源の考察は部分的なものの留まっている。他の関連アクターとの連携や利害の分析などは今後の課題としたい。

最後に社会イノベーションの観点から本研究を捉え返したい。イノベーションを社会変革として捉えるとき、滞日ビルマ人による政治的トランスナショナリズムは本国政権の在り方をめぐり出身国社会に変革を迫るものだ。国際移民（在外自国民）は移民受入国で抗議行動の展開に必要な資源を獲得しながら、出身国政治の民主化・自由化を求める。国際移民（在外自国民）は本国政権に対する圧力集団化する側面を持ち、本国政権に新たなイノベーションをもたらす政治構造に変化を迫る外部要因ともなるだろう。しかし政治行動が国境を越えて生じるために、目的達成に至るまでの障壁も少なくない。在外自国民の政治的影響力が今後本国政治に社会改革を迫るのかどうか。移民集団（在外自国民）が社会変革に果たす役割を今後も検討する必要は大きいものと思われる。

注

- こうした公式な制度形成に限らず、移民や難民が出身国の地域社会に投資や開発援助を行い地域社会で権力を蓄えるなどローカルな文脈で政治的影響を持つ越境的な地域政治 (Trans-local Politics) が発生することもある。
- 軍事クーデターの発生をめぐって、例えば工藤 [2021] はアウンサンスーチー氏と国軍側とをつなぐパイプ役だったティンセイン元大統領やシュエマン元下院議長が2020年国政選挙で引退・落選して両者の協力関係が保てなかったこと、アウンサンスーチー氏がクーデターの実現性を認識できなかったこと、ミンアウンフライン氏が国民の反発を見誤ったことなどを指摘している。長田 [2021a, 2021b] は、軍の権益がNLD政権によって脅かされているとする軍側の認識、ミンアウンフライン司令官の定年や政治家転身という個人的な事情、クーデター発生による影響の過小評価を指摘している。
- 民政移管後のビルマの出移民政策の現状は、別稿で論じる予定である。
- 韓国でも2021年3月に在韓ビルマ人に対する特別滞在措置が出されている。
- 難民認定に関しては、元サッカービルマ代表選手が難民申請を行い、五輪閉幕後に難民認定を受けている (『朝日新聞』2021年8月20日)。

付記

本稿は、2021年11月25日時点での情報に基づき執筆

したものである。

謝辞

本稿は、次の助成を受けて実施された研究成果の一部である。科学研究費補助金・課題番号・JP17KT0030, JP19K02054, JP21K18130。

本稿の執筆機会をいただいた西原和久先生には研究会・学会を含め、折に触れてご指導を頂きました。末筆ながら西原先生より頂きました学恩に感謝いたします。

参考文献

Anderson, Benedict, 1992 'The New World Disorder,' *New Left Review*, 193: 3-13.(= 1993年, 関根政美訳「遠隔地ナショナリズム」の出現『世界』586: 179-190).

Assistance Association for Political Prisoners, Burma, n.d. 'Daily Briefing in Relation to the Military Coup' (<https://aappb.org/>) (2021年11月11日アクセス).

Association of Southeast Asian Nations 2021 'Chairman's Statement on the ASEAN Leaders' Meeting 24 April 2021' (<https://asean.org/wp-content/uploads/Chairmans-Statement-on-ALM-Five-Point-Consensus-24-April-2021-FINAL-a-1.pdf>) (2021年11月11日アクセス).

Betts, Alexander and Will Jones 2016, *Mobilising the Diaspora: How Refugees Challenge Authoritarianism*, Cambridge University Press.

Brubaker, Rogers 2005 'The "Diaspora" Diaspora,' *Ethnic and Racial Studies*, 28 (1): 1-19.

Gamlen, Alan, Michael E. Cummings and Paul M. Vaaler, 2019 'Explaining the Rise of Diaspora Institutions,' *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 45 (4): 492-516.

人見泰弘 2021年「民族をめぐる対立と交流の位相—滞日ビルマ系難民の国際移動の事例から」鹿毛敏夫編『交錯する宗教と民族—交流と衝突の比較史』勉誠出版, 66-78.

———, 2017年「滞日ビルマ系難民と祖国の民政化—帰還・残留・分離の家族戦略」人見泰弘編『難民問題と人権理念の危機—国民国家体制の矛盾』明石書店, 271-290.

———, 2007年, 「ビルマ系難民の政治組織の形成と展開」『現代社会学研究』, 20: 1-18.

Hootsuite, n.d. 'Digital 2020: Myanmar' (<https://datareportal.com/reports?tag=Digital+2020>) (2021年11月23日アクセス).

法務省出入国在留管理庁『在留外国人統計』各年度版。

———, 2021年「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」(http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00036.html) (2021年5月28日アクセス).

池田一人 2021年「クーデターとミャンマー民政10年—『軍政vs民主化勢力』の復活?」『アジア太平洋論叢』23: 21-32.

小井土彰宏 2005年「グローバル化と越境的社会空間の編成—移民研究におけるトランスナショナル視角の諸問題」『社会学評論』56 (2): 381-399.

工藤年博 2021年「クーデターの背景—誤算の連鎖」『IDEスクエア』(https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2021/ISQ202120_008.html) (2021年8月12日アクセス).

Ministry of Foreign Affairs of the Republic of the Union of Myanmar, 2021a 'Press Release' (<https://www.mofa.gov.mm/press-release-7>) (2021年11月25日アクセス).

Ministry of Foreign Affairs of the Republic of the Union of Myanmar, 2021b 'Press Release' (<https://www.mofa.gov.mm/press-release-8>) (2021年11月25日アクセス).

中西嘉宏 2021年「クーデターから四カ月『革命の曲がり角』—ミャンマー政変と国際社会」『外交』67: 112-118.

———, 2020年「自由とソーシャルメディアがもたらすミャンマー民主化の停滞」見市建・茅根由佳編『ソーシャルメディア時代の東南アジア政府』明石書店, 123-143.

西原和久 2021年『グローバル化する社会と意識のイノベーション—国際社会学と歴史社会学の思想的交差』東信堂.

西原和久・樽本英樹編 2016年『現代人の国際社会学・入門—トランスナショナリズムという視点』有斐閣.

長田紀之 2021年a「クーデター後、国軍は何をしようとしているのか?」『IDEスクエア』(https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2021/ISQ202120_009.html) (2021年8月12日アクセス).

———, 2021年b「未完のクーデター、兆す『革命』—ミャンマー政変を考える」『アジア時報』567: 20-31.

Østergaard-Nielsen, Eva 2003 'The Politics of Migrants' Transnational Political Practices', *International Migration Review*, 37 (3): 760-786.

参議院 2021年「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案」(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204600204002.htm>) (2021年11月25日アクセス).

衆議院 2021年「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議」(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/ketugi210608.html) (2021年11月25日アクセス).

渡邊彰悟 2021年「総論 ミャンマー出身難民申請者の保護のこれまでの経緯と現状—緊急避難措置の意義とその現実の運用等」『M-net』218: 6-9.